

仙台市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画〔改定版〕中間案に係る
委員意見と当該意見に対する市の考え方（案）について

委員名	意見	資料3の 該当ページ等	市の考え方（案）
飯塚委員	<p>平成 13 年の法改正以降原則禁止となっている野外焼却については、大規模な事業ごみの焼却は減少傾向にあるものの、家庭ごみの焼却は増加傾向にあります。</p> <p>こうした現状を踏まえ、野外焼却の禁止について、更なる広報啓発活動に努めるとともに、貴重なバイオマス資源である生ごみや木くずなどの有効活用が図られる仕組みづくりを検討すべき。</p>	<p>【Ⅱ 6 (1)①】 17 ページ 【Ⅱ 8 (3)】 23 ページ</p>	<p>野外焼却の禁止については、更なる広報・啓発に努めるとともに、法に基づき、引き続き厳正に対処してまいります。</p> <p>生ごみ・緑化ごみなどの廃棄物系バイオマスのリサイクルについては、その手法や体制の構築などについて、検討してまいります。</p>
鹿郷委員	<p>8 処理体制 (2) 事業系一般廃棄物（ごみ）の排出事業者のごみの減量やリサイクルを促進する制度のあり方について、検討します。</p> <p>是非、効果的な具体策を検討願います。</p>	<p>【Ⅱ 8 (2)】 23 ページ</p>	<p>ごみの適正処理を確保するため、収集運搬業務の継続性・安定性などに配慮しつつ、排出事業者のごみの減量やリサイクルを促進する制度のあり方について、引き続き検討してまいります。</p>
加藤委員 (前委員)	<p>1-1) 経済的概念の折り込みを (前略)</p> <p>ごみ処理費用の推移につきましては、平成 22 年度までの段階では 7,218 百万円と増加傾向にあり、今後につきましても明確なる目標を持たないと更なる増加が発生する可能性があると考えられます。</p> <p>また、発表されている数値の内訳は不明なことから、断定はできませんが焼却施設等の建設が発生した場合の償却費等増加も予測されます。</p> <p>こうした点を考慮した場合、財政状況が更に厳しさを増すと予測される状況の中では、基本的な考え方の中に経済的概念を折り込み、すべての施策を検討する際に常に経済的合理性を意識されるよう折り込むべきと考えます。</p>	<p>【Ⅱ 6 (1)③】 19 ページ</p>	<p>計画〔改定版〕中間案(以下「計画」という。)では、ごみの適正処理体制の構築を前提としつつ、処理体制全体について、経済性の面からも十分に検討を行い、効率的な体制を構築していくこととしており、様々な施策を検討する際にも、経済性の面からも十分に検討を行ってまいります。</p>

<p>加藤委員 (前委員)</p> <p>(1頁の続き)</p>	<p>1-2) 実態確認の重要性を (前略) 基本計画6の(1)①イに「実態把握などにより・・・」との記載がありますが、上位概念の中にきちんと折り込むことにより、課題発見→解決の適切なる対応やそのスピードがあがるのではと考えます。</p> <p>例えば、基本計画6の②アに記載されています、食品リサイクル法に関連した課題などの原因はどこにあるのか、それは何故なのか等については実態確認をきちんと行わない限り法の求める目標には到達できない可能性があると思われまます。「リサイクルループの仕組み」は何故できないのかは一事業者グループのみでは解決できない課題があると考えます。そうした意味からも、実態確認の重要性を是非折り込むべきと考えます。</p>	<p>【II 5 (1), (3)】 16 ページ</p>	<p>「実態確認が重要である」というご指摘はそのとおりと考えており、計画では、「5 施策の基本的な方向性」において、「意識調査や組成調査の結果などからは、今なお3R推進に取り組む余地がある」こと、「地域の特性に応じた課題の解決を図る」ことと記述しております。</p> <p>今後も意識調査や立入調査などを継続し、実態を把握しつつ、それぞれの課題に応じたごみ減量・リサイクル推進に係る取り組みを推進してまいります。</p>
	<p>2-1) 市民及び事業者の経済性の考慮を 基本計画8(1)から(3)まで今後の方向性を示唆されていますが、この概念の中に、ごみを排出するサイドの市民・事業者の経済的効率性を折り込むべきかと考えます。ごみの3Rを推進するのは、市民であり事業者であります、その主体者にとってプラスになる制度があることにより、一層の3Rが促進されるものと考えます。昨年の有料化は逆の意味でのその効果が上がったものと考えれば、さらなるコストメリットのある制度構築により一層の効果が出るのではと考えます。</p>	<p>【II 6 (1)②③】 18 ページ</p>	<p>「市民及び事業者の経済性を考慮した処理体制を構築すべき」というご指摘はそのとおりと考えており、計画では、「6 実施・検討すべき施策」において、排出事業者のごみ減量・リサイクル推進に係る取り組みが評価・優遇される仕組みや経済的インセンティブの有効性などについて、検討することとしております。</p>
	<p>2-2) 8 処理体制 (2) 事業系一般廃棄物の収集運搬について (前略)</p> <p>(1) 仙台市では事業系一般廃棄物の収集業務が地域ごとに業者が限定されている 地域が限定され数社に独占的な許可あるいは数量を限定している市町村は、他に例を見ないように思われます。競争原理の働かない制度は新しい方法の検討を抑制するばかりか、経済的な効果を生み出しにくくなっている制度ではないかと考えます。</p> <p>(2) 3 t 排出規制の意味が不鮮明・・・3 t 排出業者の少なさ 独自の調査(平成22年3月チェーンストア協会東北支部調査)によりますと、3 t 排出している事業者は極めて少なく、競争入札ができない事業者が多いのが実態</p>	<p>【II 6 (1)③】 19 ページ 【II 8 (2)】 23 ページ</p>	<p>事業系一般廃棄物の収集運搬については、適正な収集運搬体制を確保しつつ、経済性に配慮した体制を構築するため、多量にごみを排出するなどの一定要件に達した事業者が収集運搬業者を選択できるよう見直してまいりました。</p> <p>ごみの適正処理を確保するため、収集運搬業務の継続性・安定性などに配慮しつつ、排出事業者のごみの減量やリサイクルを促進する制度のあり方について、引き続き検討してまいります。</p>

<p>加藤委員 (前委員)</p> <p>(2頁の続き)</p>	<p>であります。経済環境の厳しい中、それぞれの事業者は、ごみの減量に力を注ぎリサイクルを促進し、同時にコスト削減を図りながら経営努力を行っているところでありますが、ごみ処理に関するコスト削減はままならないのが実態であり、さらにはごみ減量を実施することにより排出量が3 t未満になることにより、競争入札ができない実態に自ら追い込んでしまう矛盾をはらんだ制度ではないかと考えるものであります。</p> <p>(3) ショッピングセンターという施設と事業者</p> <p>ショッピングセンターという施設内には、規模によっては100社を超える事業者が入居運営を行っています。こうした施設内においては、ショッピングセンター全体では3 tを超えるごみの排出となりますが、それぞれの事業者においては100kgにも満たないごみの排出を行う事業者もあり、こうした事業者は指定された収集運搬事業者への委託となり、競争入札によるコストメリットを享受することが不可であります。</p> <p>また、3 t以上の排出をしている事業者の委託している収集運搬の車と指定業者の車との混在により、環境問題にも矛盾してしまう現象も出ているのが実態であります。</p> <p>以上により、現状での排出量の制限による許可条件を撤廃し、排出事業者が収集業者を自由に選択できるシステム構築を行うなど、制度そのものを全面的に見直すべきと考えます。</p>		
--------------------------------------	---	--	--